

氏名	金玉英
学位の種類	博士（言語学）
学位記番号	博甲第7515号
学位授与年月日	平成27年7月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	行為要求表現における共同意志形成に関する研究

主査	筑波大学	教授	博士（言語学）	矢澤 真人
副査	筑波大学	准教授	博士（学術）	澤田 浩子
副査	筑波大学	准教授		橋本 修
副査	学習院大学	教授	博士（文学）	前田 直子

論文の要旨

本論文は、現代日本語・現代中国語の「命令」「依頼」「勧誘」「勧め」といった行為要求表現における共同意志形成のあり方を明らかにする意味論・語用論的研究である。

本論文は、7章からなる。まず、第1章では、本論文の目的が示される。従来、日本語の行為要求表現の分類は、「行為者（誰が当該の行為を行うのか）」「決定権者（誰が当該の行為の実現決定権を持っているのか）」「受益者（当該の行為の結果、誰が利益を得るのか）」という三つの要素の組み合わせによって行われるのが普通であったが、その分類基準の多くは行為要求表現を「命令」「依頼」「勧誘」「勧め」などの自然なサブカテゴリーに分けるには実は有効でないことが多く、一部有効な場合でも行為要求表現全体に適用されるべきものでないとする。その上で、本論文は行為要求表現の各機能を再整理し、「話し手の聞き手意志に対する配慮」という観点から「共同意志形成」という新しい概念を提示するとともに、行為要求表現の機能分類について新しい枠組みを提示することを目的とすると述べる。

第2章では先行研究の整理検討が行われる。坂本他(1994)・柏崎(1993)・高梨(2011)等の主要な先行研究において共通するのは、行為要求表現の分類において、「行為者」「決定権者」「受益者」という三つの要素がそれぞれどうであるのかという尺度を全ての行為要求表現に適用し、例えば「命令」なら、「行為者＝聞き手」「決定権者＝話し手」「受益者＝話し手」というふうに規定していくという方法であるが、この方法では「命令」「依頼」「勧誘」「勧め」といった、それぞれの行為要求表現の本質を捉えられず、不自然な説明しかできないケースが頻出する。本論文は、このような問題を解決するために、行為要求表現の規定の中に「聞き手意志への配慮」「共同意志形成」という概念を導入し、各種の行為要求表現を新たな枠組みで捉え直すことが必要であるとする。

第3章では第2章を受けて、行為要求表現の分類（下位類）と「聞き手意志への配慮」「共同意志形成」という概念の関わりを論じる。主要な行為要求表現を「命令」「依頼」「勧誘」「勧め」であると定め、その4種の行為要求表現を、「聞き手意志への配慮の有無」と「共同意志形成の型」による、新たな枠組みで分類・規

定していく。具体的には、まず第一段階として「聞き手意志への配慮の有無」により、「配慮なし＝単独意志形成＝命令」と、「配慮有り＝共同意志形成＝勧誘・勧め・依頼」の二グループに分け、第二段階で後者を「共同意志形成の型」により、「心理的な We の形成＝勧誘」・「策動性の弱化＝勧め」・「聞き手から話し手への利益の授受に言及＝依頼」という三つに分けることで、四つの行為要求表現を適切に分類・定義できるとする。

第4章では「勧誘」について詳述する。「勧誘」は「共同意志形成」タイプの中で、「心理的な We の形成」すなわち「話し手と聞き手を心理的に融合させることにより共同意志形成を行うものである」という規定に基づき詳細な分析を行う。具体的には先行研究の指摘する「グループ型勧誘」「引き込み型勧誘」に加え、「君、うちのチームに来ないか」のような「セールス型勧誘」というタイプの存在を指摘し、勧誘表現全体を過不足なく捉えるには、従来の「共同行為」という概念ではなく本論文の提案する「心理的な We の形成」という概念のほうが適切であることを主張する。また、各種の文末形式「しよう」「しようか」「するか」「しないか」と、それぞれの勧誘表現の下位類の実現の仕方との相関を詳細に記述・分析する。

第5章では「依頼」について詳述する。「依頼」は「共同意志形成」タイプの中で、「聞き手から話し手への受益に言及することによって聞き手意志に配慮しながら共同意志を形成するものである」という規定に基づき詳細な分析を行う。具体的には「事態の実現の望ましさを重点的に述べて策動性（強制性）を弱化することによって聞き手意志に配慮しながら共同意志を形成するものである」とされる「勧め」との違いを論じ、また、「してもらえないか」等の、可能表現を含む依頼表現の機能について詳細に記述・分析する。

第6章ではこれまでの現代日本語における行為要求表現の分析を元に、現代中国語行為要求表現との対照を行う。分析を通じ、日本語の可能形依頼表現よりも中国語の可能依頼表現の方が相対的に丁寧度が高くなりやすいということ、日本語では共同意志形成が終わっても共同行為が完結するまで聞き手意志に配慮し続けなければならないが、中国語ではその必要がないということの二点を明らかにする。

第7章では本論文全体の論旨をまとめ、今後の課題について述べる。

審査の要旨

1 批評

本論文は、行為要求表現の分類方法・分類された各種行為要求表現の規定について、先行研究に存する多くの問題点を指摘し、その問題点のほとんどを解決する概念の提示・枠組み作りに成功したという点において高く評価できる。また、提示された「聞き手意志への配慮」「共同意志形成」という概念が、行為要求表現に関する日本語と中国語との対照においても有効であることを示したことも評価できる点である。

本論文が扱う各種行為要求表現は、先行研究においては、「行為者（誰が当該の行為を行うのか）」「決定権者（誰が当該の行為の実現決定権を持っているのか）」「受益者（当該の行為の結果、誰が利益を得るのか）」の三つの尺度を組み合わせることで分類・規定されるのが常であったが、それには本論文で指摘されるような多くの問題があった。例えば「行為者」について言えば「命令の行為者は聞き手である」「勧誘の行為者は話し手と聞き手の共同である」などと規定されるのが普通であったが、「私と一緒に来なさい」のような共同行為の命令文も存在するし、「我が社の保険に入りませんか」のような聞き手単独行為の勧誘文も存在する。本論文は「聞き手意志への配慮」の有無、「共同意志形成」の型という新しい概念を提示し、このような数々の反例・問題点を解決することに成功している。本論文の枠組みによれば「命令」は「聞き手意志への配慮がない」という特徴付けのみが重要で、それ以外の条件、例えば「行為者が聞き手」ということは決定的ではないということになるし、「勧誘」は「聞き手意志への配慮有り」かつ「心理的な We の形成」という二つのみが重要であって、「行為者が話し手と聞き手の共同である」ということは決定的要因ではないことが明らかになる。「聞き手意志への配慮があるかないか」「配慮がある場合、共同意志形成の型はどのようなものであるか」

という観点から規定していく本論文の枠組みは意味的直感に照らしても自然であり、既に述べたように記述的にも先行研究を上回っており、本論文の第一の、最大の功績である。

また、第二の功績として、提示された新たな枠組みが、発話行為論との新たな関わりの可能性をひらいたという点が挙げられる。従来の研究における鍵概念「行為者」「決定権者」「受益者」も一部は発話行為論との関わりが指摘されていたが、その関わり方への言及は断片的である。本論文の鍵概念、例えば「共同意志形成」の型は「どのような方略で聞き手意志に配慮し、共同意志形成を目指すか」という発話行為の方略論として再解釈できる可能性が高く、より発話行為論との整合性の高い枠組みとなっている。

第三に、本論文の観点や鍵概念が日本語と中国語との対照研究においても有効であることを示した点が功績として挙げられる。「聞き手意志への配慮」および「共同意志形成」という概念が提示されなければ、本論文で明らかにされた、日本語と中国語の行為要求表現の振る舞いの違いは発見されなかったであろう。

ただし、本論文にも不十分な点は見られる。各種行為要求表現の分析の中で「勧め」についての記述・分析が不足気味で、隣接領域にある当為表現との関わりについての言及がなかった点が若干惜しまれる。また、日本語と中国語との対照についても、有益な指摘はあるものの網羅性・体系性においては不十分さがある。しかしいずれの点も今後の課題とすべきもので、むしろ今後の豊かな発展性を示唆するものとも言え、本論文にとっての大きな瑕疵とはならない。

2 最終試験

平成 27 年 5 月 16 日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は、博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。